

## 博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）

2021年7月30日  
文化審議会博物館部会

約70年にわたって我が国の博物館の基盤整備に貢献してきた博物館法は、博物館を取り巻く環境が変化する中で、実態からの乖離や現代的課題への対応の必要性が指摘されてきた。2008年に社会教育法等の一部を改正する法律案が成立した際にも、参議院文教科学委員会の附帯決議において、登録制度の見直しの必要性が指摘されている<sup>1</sup>。

2017年に公布・施行された文化芸術基本法<sup>2</sup>は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものであった。

博物館は、この中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。

このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。2018年6月、文部科学省設置法が改正<sup>3</sup>され、一部を文部科学省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管することになったことに伴い、2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始した。

本とりまとめは、博物館が現代において求められる役割を果たしていくための法制度の在り方等について、博物館部会及びその下に設置した「法制度の在り方に関するワーキンググループ」において行ってきた審議の経過を報告するものである。

---

<sup>1</sup> 社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（2008年6月3日 参議院文教科学委員会）

「五、博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。」

<sup>2</sup> 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）

<sup>3</sup> 文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第51号）

## 1. これからの博物館に求められる役割

### 1-1. 国内外の動向

(博物館法における規定)

- 博物館法では、博物館を以下の活動を目的とする機関と定義している。
  - イ) 資料を収集し、保管（育成）し、
  - ロ) 資料を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、
  - ハ) あわせて、資料に関する調査研究をする
- これら3つの基本的な機能については、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の勧告<sup>1</sup>や国際博物館会議（ICOM）の規約<sup>2</sup>等においても概ね同様であり、現在においても、国際的に共有されているものである。

(国内の関係する議論)

- 2003年に日本博物館協会がまとめた『博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館』<sup>3</sup>では、これからの新しい博物館像として、「集めて、伝える」という基本的な活動に加えて、市民とともに資料を「探求」し、知の楽しみを「分かち合う」博物館文化の創造を提言している。資料収集保管、調査研究、展示公開という博物館活動の基盤を強化しつつ、交流、市民参画・連携する学習支援機関としての役割を充実するという方向性が示された。
- 日本博物館協会では、2012年に「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」<sup>4</sup>を制定し、全ての博物館に共通する社会的機能の在るべき姿を示す「博物館の原則」を次のように定めている。

#### 博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。

1 「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年11月20日 UNESCO）

2 「イコム規約」（2017年6月改訂 ICOM 日本委員会）

3 「博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館」（2003年3月 財団法人日本博物館協会）

4 「博物館の原則 博物館関係者の行動規範」（2012年7月 日本博物館協会）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。</li><li>7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。</li><li>8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。</li><li>9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。</li><li>10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。</li></ol> |
|---|

- また、近年、地域社会において様々な現代的課題へ対応していくに当たって、博物館への期待が高まっている。
- 2001年に成立した文化芸術振興基本法には、「美術館、博物館、図書館等の充実」が規定されており、前述の通り、2017年の改正により、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策が本法の範囲に取り込まれた。
- このような観点から、2020年には文化観光推進法<sup>1</sup>が公布・施行された。文化財等の文化資源を有する博物館等を文化観光の拠点施設とし、これらに対して法律や予算上の支援を行うことで、地域における文化・観光・経済の好循環を形成していくことを目指している。
- また、『知的財産推進計画2020』においては、「文化財の新たな活用を図るため、デジタル技術による精密なデータ計測により、発信の強化や精巧なレプリカ作成、コンテンツ制作等の取組を進める」ことが、「施策の方向性」として記載された。
- 動物園、水族館、植物園、プラネタリウム等については、博物館法の制定当時から、博物館として位置づけられ、様々な役割が期待されてきたものであり、近年は、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現という観点からも、重要な役割が期待されている<sup>2</sup>。これらの館種については、引き続き博物館法における重要な一部として、検討を進めるべきである。

#### (国際的な議論の動向)

- 国際的な議論に目を向けると、ICOMでは、「博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみ

<sup>1</sup> 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(令和2年法律第18号)

<sup>2</sup> 2020年12月に札幌市の「市民動物園会議」から提言された「札幌市動物園条例に関する提言書」においては、動物園等の生物多様性の保全に関わる活動は、公共の利益に合致すると考え、動物園は「現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること」を目的とするとしており、今後の動物園等の在り方の参考となるものである。

を目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する、公衆に開かれた非営利の常設機関である。」と定義している<sup>1</sup>。

- 2015年11月には、UNESCOの第38回総会において、現代の博物館の多様な社会的役割等を保護・促進するための各国の政策立案担当者への勧告<sup>2</sup>が行われた。ここでは、ミュージアムは「非営利の恒久的なサービス機関」と定義され、その役割について、次のように記載された。

**「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」における記載（抜粋） ※ ICOM日本委員会訳**

- ・ 文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育（フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習）や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。
- ・ 文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。
- ・ 経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。
- ・ ミュージアムとコレクションの保護と振興の重要性を喚起し、遺産の保存と保護、文化の多様性の保護と振興、科学的知識の伝達、教育政策、生涯学習と社会の団結、また創造産業や観光経済を通して、ミュージアムとコレクションが持続可能な発展のパートナーであることを確認する。

- また、2019年9月に京都で開催された第25回ICOM総会では、前述のミュージアムの定義の全面的な見直しが議論されるとともに、ICOM日本委員会が提出した「文化をつなぐミュージアム（Museums as Cultural Hubs）」の理念の徹底等の決議が採択された。定義については、慎重な意見が多く出されたことから、改正に至っていない。

**ICOM京都大会で提案された新しい博物館の定義案 ※ 日本博物館協会仮訳**

博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護するとともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公明正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。

- これらの国内外の議論を総括すると、現代において、博物館は、収集・保管、

<sup>1</sup> 「イコム規約」（2017年6月改訂 ICOM日本委員会）

<sup>2</sup> 「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年11月20日 UNESCO）

展示・教育、調査・研究という3つの基本的機能を発揮することで、いわば「文化の結節点」として、以下の通り、現代社会における様々な事柄を「つなぐ」ことが期待されているといえる。

- ・既知と未知をつなぐ（触発、創造）

提示した資料・情報の価値にふれ、インスピレーションを得て、新たな価値を生み出す。

- ・知識・経験をつなぐ（探究、創発）

整理・公開した資料・情報を、学びの糧として探究を深める。

- ・世代をつなぐ（多世代交流、伝承）

過去から引き継いだ知識や経験を、世代を超えてわかちあい、同時代を共有できない未来の世代につなげる。

- ・人びとをつなぐ（交流、共創）

知る楽しみを通じて繋がりができ、人びとの居場所となり、様々な活動を生む。

- ・多様な文化・分野をつなぐ（多文化理解）

異なる文化との対話が生まれ、学問分野を超えた総合的な知をもたらし、多様な価値観への理解を促す。

- ・地域と人をつなぐ（土地への愛着、地域課題への対応）

資料の研究や調査を通じて、その土地の自然・歴史・文化や特色を学び、その土地で生きることへの誇りや愛着を育むとともに、地域の抱える課題に人びとが向き合うための媒介となる。

- ・住民（ホスト）と来訪者（ゲスト）をつなぐ（観光振興、地域活性化）

蓄積した資料・情報を通じて、地域の魅力や特色を紹介し、地域に関心をもつ人や訪れる人、移り住む人等の理解と、地域との交流を深める。

- ・自然と人間をつなぐ（環境保護）

博物館の活動を通じて、自然環境の理解を促し、環境の保護に貢献する。

（新型コロナウイルス感染症の影響と顕在化した課題）

- 2020年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症と、それに伴う集客施設の使用制限措置が与えた社会的影響は甚大であった。多くの博物館も休館

や入場制限を余儀なくされた<sup>1</sup>。

- この状況は、私たち人類にとって、実物（もの）に触れる感動と、実物（もの）を仲介として他者（ひと）と対話し、文化芸術について学びあうことがいかに重要なことであるかを確認する機会ともなった。人びとが日常生活の中でこのような体験を得ることのできる身近な場として、地域の博物館の重要性が改めて認識されたといえる。
- 他方で、入館者数の減少に伴う入館料収入の激減等により、多くの館は極めて厳しい経営状況に置かれている<sup>2</sup>。また、入館者数だけを評価の指標とすることや、いわゆる「ブロックバスター展」に依存する経営の限界を指摘する声もあり、博物館は、デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築や、魅力の発信など多様なアプローチを模索している。
- 特に、デジタル技術を活用したコレクションのデジタル・アーカイブ化と、インターネットを通じた教育・コミュニケーション活動は、ミュージアムの社会的役割を全うするためにも必要かつ有効であるということが改めて認識された<sup>3</sup>。
- 新型コロナウイルス感染症をめぐる一連の経験は、博物館の本質的な価値を改めて認識する契機となった一方で、これまで博物館が緩やかに対応を迫られつつあった課題を浮き彫りにし、課題への対応を喫緊のものにしたといえる。

## 1-2. これからの博物館に求められる役割

（現代社会における博物館の存在意義）

---

<sup>1</sup> 2020年の緊急事態宣言下では、全国の博物館の約9割が一定期間の休館を行った。（「新型コロナウイルスはどの程度博物館にダメージを与えたか -緊急アンケート調査結果報告」 日本博物館協会 「博物館研究」令和3年4月号）

<sup>2</sup> 2019年と2020年の比較で、開館日数が約20%、入館者が約60%、入館料収入が約55%減少した。（「新型コロナウイルスはどの程度博物館にダメージを与えたか -緊急アンケート調査結果報告」 日本博物館協会 「博物館研究」令和3年4月号）

<sup>3</sup> 2021年4月には、UNESCOが世界のミュージアムに新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした影響に関する報告書「Museums Around the World in the Face of COVID-19」を編集・発行している。同報告書では、「デジタル・テクノロジーの役割の拡大」に一節を割き、デジタル化を実施してコレクションの棚卸しを行い、教育やアウトリーチを支援することを求めている。また、同報告書ではミュージアムに対する公的支援の重要性についても警鐘を鳴らしており、早急な対策がなければ、国の文化政策におけるミュージアムの位置づけが危うくなる可能性があることを指摘している。

- このように、博物館法の制定から 70 年が経過し、博物館に求められる役割は大きく拡大し、多様化し、また高度化している。
- 博物館は、その多様な資料を通じて、人びとが過去を学び、現在を多角的に理解し、未来を客観的・理論的に見通すとともに、人びとが自らのアイデンティティーを形成し、確認する場である。
- 博物館は、生涯学習・社会教育機関としてすべての人びとに開かれた施設であり、市民参画や市民との協働を通じて、資料である「もの」と、「ひと」を結び付け、「もの」を介して「ひと」と「ひと」とが結びつくコミュニケーションの場である。
- 博物館は、高度で専門的な調査研究を行うことにより、館蔵資料のみならず広く資料の価値を発見し、磨き上げ、その成果を広く市民と共有し、協働することを通じて、学術や文化芸術、教育の発展へ寄与し、新たな価値の創造を促進し、地域への愛着を育む場である。
- 博物館は、地域やそこに住む人びとが、それぞれ直面する様々な社会的課題に対して、資料や活動を通じて共に向き合い、地域社会や人びとの生活をさらに豊かにしていくことのできる場である。
- 博物館は、市民の「知る権利」を保障する。そのために実物資料のみならず、デジタル化された情報の積極的活用と共有を進めていく。

(博物館の基本的使命と今後必要とされる機能、求められる役割)

- これまでの議論を踏まえると、博物館の基本的使命と今後ますます博物館に必要とされる機能は、以下の通り整理される。

<基本的使命>

- ・ 自然と、人類の文化芸術の保存、資料の保護と文化芸術の継承・創造
- ・ 調査研究に基づく情報発信
- ・ 環境・世界の理解促進、生涯学習・社会教育の拠点

<今後必要とされる機能>

- ・ 交流・対話の場
- ・ 市民による創造的活動の促進と支援
- ・ 持続可能な未来について対話・学習する機会の提供
- ・ 健康・幸福、生活の質への貢献

- ・社会的包摂・社会統合への寄与
- ・地域の創生、活性化への貢献
- ・その他の地域社会における社会的課題への対応

○ これらを集約し、これからの博物館に求められる役割として、次の5つの方向性を見出すことができる。

① 「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

② 「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

③ 「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育む。

④ 「むきあう」 社会や地域の課題への対応

博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。

⑤ 「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

(必要となる取組)

○ これからの博物館が、その基本的使命を果たしつつ、これからの時代に新たに求められる役割を果たしていくことで、博物館が国民生活により身近で欠かせないものとなり、その社会的価値に対して国・地方公共団体や産業界、個人等が支援・投資し、更に充実した活動を行うための資金・人材・施設等の経営基盤を充実させていく好循環の形成が必要となる。

○ 博物館が、このような求められる役割を果たし、好循環を形成していくため

には、それぞれの館が自らに求められる役割を認識・確認しながら、その活動と経営を改善・向上し続ける必要がある。このために、実態との乖離が指摘されている現行の博物館法における登録制度等を見直し、各館の取組を促進する新たな枠組みを検討すべきである。

- その際、規模の大小にかかわらず、それぞれの館が上記の役割を果たしていくための「底上げ」と、工夫や挑戦を支援し「盛り立て」ていくことが重要である。また、短期的な成果や効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点で評価することについては、特に配慮する必要がある。
- 国や地方公共団体は、これからの時代の博物館に多様かつ高度な役割が求められることを認識し、その役割に応じた適切な支援を行うことが求められる。
- また、資料を実物として保存・継承していくことにとどまらず、体系的に整理・構築したデジタル・アーカイブを、インターネットを通じて情報発信し、その価値を多くの人びとと共有していくことも重要である。

## 2. 登録制度について

### 2-1. 現行制度の課題とこれまでの議論

(現行制度の現状と課題)

- 現行法における登録制度・相当施設の指定は、戦後、公立館への補助と私立館への税制上の優遇を行い、全国で博物館を増加させていくという時代背景のもと、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための枠組みとして創設された。
- しかしながら、制定から約70年が経過し、また、当時全国で200館余りにすぎなかった博物館が5,000館を超えるまでになった<sup>1</sup>現在、現行制度は以下の課題を抱えていると考えられる。
  - ① 設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されているため、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は登録の対象とならず、設置主体の多様化に対応できていない(ただし、相当施設の指定には、設置者に関する要件はない。)
  - ② 審査が外形的な基準(学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等)によって行われており、博物館としての機能や活動の質を問うものとなっていないため、博物館の機能や活動の質の向上にほとんど貢献できていない。登録・相当施設の指定に係る基準のほかに「望ましい基準」が定められているが、その影響力は限定的となっている。
  - ③ 歴史的な経緯から、現在では登録・相当施設の指定に伴う各館のインセンティブが少なくなっており、博物館類似施設を含む我が国の博物館の2割程度しか登録・指定がなされていない(法律で規定されていない博物館類似施設が約8割に上る。)

(法制度の在り方に関するこれまでの議論)

- 2007年6月に取りまとめられた「新しい時代の博物館制度の在り方について」(これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議。以下、「2007年報告」という。)では、登録制度について、博物館の公益性を明確化する観点から、望ましい博物館像を人々と共有する「登録基準」を設定し、博物館の基本機能と学習支援機能を中心に、実質的な活動内容を審査すること、それに伴い、都道府県等が行う審査に第三者機関が関与すること等が提言された。

---

<sup>1</sup> 社会教育調査

- しかしながら、翌年の 2008 年に行われた博物館法の改正では、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備と、運営状況の評価についての追記等が行われるのみで、2007 年報告の提言内容の大部分が反映されなかったことが、上記の参議院文教科学委員会の附帯決議にもつながった。
- 日本博物館協会においては、2007 年報告を踏まえて、「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」が行われ、基本的方向性の整理と登録基準案の具体化等が行われている<sup>1</sup>。
- また、日本学会議においても、登録制度に関する提言が 2 度にわたって行われた。2017 年 7 月に公表された提言<sup>2</sup>では、登録博物館と相当施設について、新たな登録制度への一本化が提言された。更に、2020 年 8 月に公表された提言<sup>3</sup>では、①登録制度から認証制度への転換と、②認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置が提言されている。

## 2-2. 新しい登録制度の方向性について

(制度の理念と目的)

- 上述の通り、登録制度・相当施設の指定は、博物館が公共的活動を行うための基本的な要件を備えているかどうかを審査することを通じて、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度であった。
- 新しい制度は、このような公的支援の対象としての枠組みを明確にすることに加えて、これからの社会において求められる役割を果たしていくため、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく「底上げ」と「盛り立て」を行うことにより、博物館の発展に寄与するものであるべきである。
- 各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという観点からは、社会教育調査上「博物館類似施設」と分類されている登録又は相当施設の指定を受けていない施設に対しても、申請を促す支援策を検討する必要がある。
- また、国民にとってこの趣旨がより明確となるよう、博物館に対して「認証」

<sup>1</sup> 「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書 2017 年 3 月 公益財団法人日本博物館協会

<sup>2</sup> 「提言 21 世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」(2017 年 7 月 日本学会議)

<sup>3</sup> 「提言 博物館法改正へ向けての更なる提言～2017 年提言を踏まえて～」(2020 年 8 月 日本学会議)

や「認定」といった適切な名称の検討やその明示、積極的な広報活動を行うことが望まれる。

(制度の対象範囲)

- 現在の多様な博物館の在り方に対応するため、設置者の法人類型による制限をできる限りなくし、現在登録制度の対象外となっている国・独立行政法人、大学、地方独立行政法人、民間の法人等についても広く対象とし、法人の形態ではなく、博物館としての活動を評価できるようにすべきである。
- 特に、国・独法が設置する博物館については、今後、単独の館では対応しきれないような課題に対して、地域や設置者の枠を越えて複数の館が連携する際、その中核となるナショナル・センターとしての役割を果たして行くことが期待される。
- 民間の法人が設置する博物館については、博物館として一定のレベルで公益性を担保する必要があることから、このような観点からも審査を行う必要がある。したがって、後述の審査基準には、このような公益性の観点を盛り込む必要がある。
- 公益性の審査に当たっては、財務・経営の状況やその透明性等について考慮する必要が生じると考えられ、設置主体の特性に応じて、どのような財務上の区分を対象とするかや、公益性と透明性をどのように担保するかなどについても検討が必要である。

(審査基準)

- 博物館の活動の質や健全な経営を担保するため、現行制度の外形的な審査から、博物館としての機能や実質的な活動、活動の公益性を評価するものへと転換すべきである。
- 今後、日本博物館協会において具体化が行われた共通基準案を基礎としつつ、共通基準案及び館種別等の特定基準案について、更なる検討を進めていく必要がある。
- 検討に当たっては、いくつかのシナリオを想定したシミュレーションや、多様な館種・規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリング等を通じた実現可能性等の検討が求められる。

(審査主体・プロセス)

- 登録や相当施設の指定の審査については、現在、都道府県及び指定都市教育

委員会において行われているが、自治体によって審査基準や質の不統一が指摘されている。上述の審査基準の転換に伴い、その審査の質をどのように標準化し、担保していくかが問題となる。

- 博物館への指導・助言、地域の状況に応じたきめ細かい対応や、各地域における他の行政分野との連携という観点から、審査・登録（認証）は引き続き国及び都道府県・指定都市が担う必要がある。
- 一方で、専門的・技術的な見地からの審査が求められる内容については、審査基準のばらつきや審査の形骸化を防ぎ、専門性を担保するため、第三者性をもった専門家組織（以下、「第三者組織」という。）が一定の関与を行う在り方を検討すべきである。
- このような第三者組織の位置付け（地方公共団体の権限との関係を含む）については、法制上の整理や財政上の支援等について検討を行い、現実的な選択肢を提示した上で、再度議論を行う必要がある。
- また、第三者組織を具体的にどのように組織するかについては、関係団体との調整も必要となると考えられる。

（審査時の状態を維持・向上させる仕組み）

- 現行の登録制度は、登録要件に係る事項に変更があった場合に博物館が都道府県等へ届出を行い、登録の要件を欠くに至った場合には、登録の取消が行われることとなっているが、例えば、学芸員を配置していない館が登録されたままになっているなど、この仕組みがうまく機能していないと考えられる。
- 審査基準の転換に伴い、登録（認証）の更新制の導入や定期的な報告等により、審査時の状態が維持されていることを確認し、活動と経営の向上を継続的に図るための仕組みについての検討を行うべきである。
- 例えば、更新制を導入するのであれば、その期間については、10年程度が目安となると考えられるが、審査側と申請側両方の手続きに係る負担とのバランスを考慮しつつ、今後詳細な検討が必要である。また、指定管理者制度との関係等も考慮し、設置者及び地方公共団体の判断による柔軟な運用も可能とすることが望ましい。
- このような仕組みの検討に当たっては、各館が自らの活動と経営を改善していくことを促進するという制度の理念に鑑み、改善のための助言・支援を得られるよう配慮する必要がある。

(連動した博物館振興策)

- このような制度の改正を行う前提として、登録（認証）のインセンティブをできる限り拡充することが極めて重要である。
- これまで措置されてきた全ての登録施設に対するインセンティブの拡充を検討していくとともに、新たな視点からの振興策を検討していく必要がある。
- 全ての登録施設に対するインセンティブは、大きく①予算事業や地方交付税における支援の拡大、②税制上の優遇（設置者への優遇や寄附・寄贈に対する優遇）、③他の法令体系と連動した振興策（例えば、手続きの合理化や特別な措置）に分類されるが、今後、関係団体等から広く意見を聴取しつつ、具体的な振興策をひとつひとつ検討していく必要がある。
- 新たな視点からの振興策として、博物館が抱える課題が多様化、複雑化している一方で、各館の資金や人材等のリソースが伸び悩み、あるいは縮小している現状において、複数の館を結び付けるネットワークを形成し、人材等のリソースやノウハウを共有することによって求められる役割を果たしていくための仕組みを提案する。
- ネットワークの形成による振興については、これから博物館に求められる役割をそれぞれの館が持続的に果たしていくための支援策として重要であり、登録制度の刷新を待たず早急に開始し、一定の時間を要すると考えられる各館の体制整備を支援していくことが望ましい。今後、その対象とする分野や支援内容、法的位置付け等について、具体的な検討が必要である。

【分野のイメージ】

- ・ 地域（県域、地域等）
- ・ 館種・資料（総合、歴史、郷土、自然史、科学、美術、動物園、水族館等）
- ・ 基本的機能（保存修復、ドキュメンテーション、防災、調査研究、教育、市民参画等）
- ・ 現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等）

### 3. 学芸員制度について

(学芸員資格・養成の在り方)

- 学芸員制度については、資格取得者の数に対して、実際に学芸員として採用される者の人数が極端に少ないことや専門的職員としての任用・位置づけの不明確さなど、様々な課題が指摘されている。
- 学芸員制度の今後の在り方については、上記の課題を踏まえて、学芸員に求められる専門的な能力を再定義しつつ、大学の設置する養成課程の状況や博物館現場におけるニーズを総合的に検討する必要があることから、拙速な議論を避け、実態の把握を行いながら、中長期的な課題として、引き続き本部会において検討していく必要がある。
- 現在の学芸員資格よりも高度な資質や経験を認め、その処遇等の改善に資するため、上位の資格を創設すべきであるとの意見もあるが、実際の博物館の現場や養成を行う大学への影響等について、慎重に検討すべきであるとの意見も多くあった。学芸員の高度な専門性を奨励し、その処遇を改善することの必要性は論を俟たないところであり、日本図書館協会が行う「認定司書」のような、法律に基づく資格制度とは異なるかたちでの対応について検討していくことも有効であると考えられる。
- 学芸員補については、法制定時からの大学進学率の向上等の社会的環境の変化を反映した内容とする必要がある。ただし、学芸員補は短期大学における学芸員養成課程修了者の任用にかかる位置付けや、法第5条第3号に基づく試験認定・審査認定における勤務経験としての考慮、社会教育主事補や司書補の勤務経験を学芸員補とみなす運用等により、一定数活用されている実態があるため、現在の活用の実態と改正による行政上の影響等について評価すべきである。
- これらの議論と関連して、博物館の専門的職員としての学芸員とは別に、博物館の活動に関与する者を増やすための方策として、一定の資格を有する者または学芸員有資格者に対して「博物館士」等として資格や称号を付与してはどうかという意見もあった。2020年度より、文部科学省から委託を受けた実施機関が行う社会教育主事講習を修了した者等が「社会教育士」と称することのできる制度<sup>1</sup>が開始したところであり、このような動きも参考としつつ、さらに検討を進める必要がある。

---

<sup>1</sup> 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第5号）

(学芸員等の専門的職員の配置)

- 博物館に求められる役割が多様化・高度化することに伴い、中核的職員として活躍する学芸員のみならず、館種や規模に応じて、様々な専門的職員が必要となっている。海外の博物館においては、いわゆるキュレーターとは別に、例えば、保存・修理（コンサーベーター、レストアラー）、作品履歴管理（レジストラー）、教育普及（エデュケーター）等の専門人材による分業体制を取ることで、それぞれの専門性を活用している。また、デジタル化やマーケティング、ファンドレイジング等に関する専門人材が活躍する事例もある。
- 国内においても、一部の館でこのような専門人材を雇用する事例があるが、これからの博物館が、多様化・高度化する役割を果たしていくためには、その役割に応じた専門人材の確保が必要であり、新しい登録制度の枠組みの中では、このような観点も重視する必要がある。

(学芸員等の資質向上)

- また、現職の学芸員や上記のような様々な専門的職員をはじめとする博物館職員について、その資質を向上し、もって博物館全体の活動の充実を図ることは喫緊の課題である。多くの地方公共団体や相対的に規模の小さい博物館においては、財政難や人員不足により、出張を伴う研修への出席が困難な場合が多いことなどが指摘されており、研修を行う各主体の役割分担のもと、現職研修の一層の充実を図る必要がある。
- 加えて、登録制度の枠組みを見直すことに伴い、都道府県等の行政職員に対して、研修等の対応が必要になると考えられる。

#### 4. 今後の検討について

- 本とりまとめでは、これから博物館に求められる役割と、その役割を果たして行くための法制度の在り方に関する方向性について、暫定的に提示した。今後、本部会において提示された方向性を踏まえて、法制上の整理や関係省庁との調整を行うとともに、ワーキンググループにおいて地方公共団体や多様な館種・規模の博物館、関係団体・組織へのヒアリングや新たな制度の枠組みにおける対象となる館の数等のシミュレーションといった具体的な検討を行うこと等を通じて、制度設計を具体化していくことが必要となる。
- また、国内外の状況を踏まえて、博物館の定義等の関連する重要な課題についても、今後議論を行う必要がある。
- これら一連の改革を着実に実現させることにより、現代社会において、博物館が求められる様々な役割を果たしていくことを支援し、もって地域社会や人びとの生活が、持続可能な文化的基盤のもと、より創造性に満ちた豊かなものへと発展していくことを期待するものである。

以 上

## 文化審議会博物館部会 委員名簿

(令和3年4月現在。◎:部会長、○:部会長代理)

### (正委員)

- ◎ しまたに ひろゆき 独立行政法人国立文化財機構 理事長,  
島谷 弘幸 九州国立博物館長
- みやざき のりこ  
宮崎 法子 実践女子大学教授

### (臨時委員)

- いでみつ さちこ 公益財団法人出光美術館館長, 青山学院大学准教授  
出光 佐千子
- いとう せいいち 美濃加茂市長  
伊藤 誠一
- うらしま もよ 美術ライター  
浦島 茂世
- おおさか えりこ 国立新美術館長  
逢坂 恵理子
- おおした よしゆき 文化政策研究者, 同志社大学教授,  
太下 義之 独立行政法人国立美術館理事
- かわばた きよし 大阪市立自然史博物館館長  
川端 清司
- こばやし まり 東京大学教授  
小林 真理
- ささき ひでひこ 東京都歴史文化財団事務局企画担当課長  
佐々木 秀彦
- たかだ こうじ 海と博物館研究所所長  
高田 浩二
- なかむら いちや iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長  
中村 伊知哉
- にしの よしあき 東京大学総合研究博物館特任教授  
西野 嘉章
- はまだ ひろあき 桜美林大学教授 (博物館学)  
浜田 弘明
- はんだ まさゆき 公益財団法人日本博物館協会専務理事  
半田 昌之
- ふるた りょう 東京藝術大学大学美術館教授  
古田 亮
- やがさき のりこ 東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニ  
矢ヶ崎 紀子 ティ構想専攻教授

文化審議会博物館部会  
法制度の在り方に関するワーキンググループ 委員名簿

(令和3年2月現在。◎:座長、○:座長代理)

- |   |                    |                                      |
|---|--------------------|--------------------------------------|
|   | あおき ゆたか<br>青木 豊    | 國學院大學教授                              |
|   | うちだ たけし<br>内田 剛史   | 早稲田システム開発株式会社 代表取締役                  |
|   | こばやし まり<br>小林 真理   | 東京大学教授                               |
|   | さくま だいすけ<br>佐久間大輔  | 大阪市立自然史博物館学芸課長                       |
| ○ | ささき ひでひこ<br>佐々木 秀彦 | 東京都歴史文化財団事務局企画担当課長                   |
|   | たけさこ ゆうこ<br>竹迫 祐子  | (公財) いわさきちひろ記念事業団事務局長<br>ちひろ美術館主席学芸員 |
|   | しおせ たかゆき<br>塩瀬 隆之  | 京都大学総合博物館准教授                         |
| ◎ | はまだ ひろあき<br>浜田 弘明  | 桜美林大学教授, 全日本博物館学会副会長                 |
|   | はら ままこ<br>原 眞麻子    | 東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理                 |
|   | ほんだ まさゆき<br>半田 昌之  | 日本博物館協会専務理事                          |

2021年8月11日

## 博物館部会「審議経過報告」への意見

全国科学博物館協議会事務局

### ○博物館活動に対する支援への期待

博物館法の見直しにあたり、このような機会を設けていただいたことに全科協事務局として感謝する。また、博物館部会において、博物館関係者以外に教育や文化振興、地域振興等の視点を入れて検討が行われていることに期待している。

博物館は社会的存在であり、人々、社会に様々な方法で貢献している機関であり、また貢献しなければいけないところ。そのような性格を持つ機関であるので、国際的にも各国政府や人々による支援が行われている。それらの支援をもとに、博物館もさらなる社会への貢献を続けていく。

博物館は国際的にもこのような性格を持つことから、法制度の見直しにあたっては、地球規模課題への貢献や国際的な視点、例えば ICOM や UNESCO 等の議論も注視していくことが必要と考える。

### ○多様な博物館がある豊かな社会

様々な館種、規模の博物館が日本全国にあり、歴史や自然科学、芸術文化、人々の暮らしに関する資料を収集・保存し、また人間文化や自然の多様性等に関する調査研究を行うとともに、展示や教育普及活動等の形で発信している。

博物館の多様性は、私たち日本列島に住む人々が自然や文化の多様性を背景にして育んできた財産である。博物館の多様性というこのレガシーを価値あるものとして認識して法制度の見直しが行われる必要がある。

### ○多様な博物館が博物館法の対象となるような制度

「博物館」の範囲について、現在の博物館法では、設置者要件が限定的となっている。国立や独立行政法人立、また私立の博物館施設で、そもそも登録博物館になることができないところも数多くある。これらを登録や認証の対象とすることについて、認証によるメリット付与等の課題も考慮する必要があるが、前向き、積極的な議論をお願いしたい。

また、館種について、以前の ICOM 博物館定義では、科学センターやプラネタリウム等も含まれることが明記されており、当然、認証制度の検討にあたっては、それらを含む方向で議論をお願いしたい。

### ○小規模館も取り残さない制度設計

科学系の博物館でも専門職員が1名のみという小規模で、しかし活発に活動されている博物館もある。それら小規模館についても取り残さない制度設計が必要。設置者、館種、そして規模を含め、日本各地にある博物館の多様性を維持することは、自然環境、社会・文化の豊かさを維持、推進するものである。

### ○小規模館を含め登録・認証の取得をめざすメリットの付与

登録・認証制度を博物館の「底上げ」、「盛り立て」に効果あるものとするためには、小規模館を含め博物館が登録・認証を目指すインセンティブとなるメリットの付与が期待される。

メリットとしては、資料の保存継承にかかる施設・人員の確保をはじめとする博物館活動に対する交付金・補助金や、入館料等収入や寄付に対する減税などの財政的な支援に関するもの他、研究費補助金申請のための研究機関指定や銃刀法、ワシントン条約等の規制の弾力化などが具体的に考えられる。さらに、館種によって期待される規制緩和は他にもあることが想定され、これらに関する具体的議論が行われることを期待する。

### ○多様な博物館を反映した博物館専門職員の多様性

多様な博物館が登録・認証される際に、現行制度の外形的な審査から、博物館としての機能や実質的な活動、活動の公益性を評価する方向で議論が行われていることを歓迎する。

その際、多様な博物館専門職員を、必ずしも学芸員という職名発令にこだわらず認識することについて検討することを期待する。

博物館法施行規則が平成9年4月、平成24年4月にそれぞれ改正され、学芸員資格取得に必要な科目が、「博物館」と名称がつく科目に限って見ると、「博物館学」→「博物館概論」「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館情報論」→「博物館概論」「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館情報・メディア論」「博物館教育論」等修正が行われた。このことにより養成の高度化が行われた一方、自然史系専攻の学生が資格を取りづらくなったなどの課題も指摘されている。また、科学館、科学センターの専門職員のように、しばしば学芸員よりも教育職員や科学コミュニケーターの素養が期待されることもある。

登録・認証のための実質的な評価においては、これら多様な専門職員の存在を認識し、評価することが望ましく、専門職員の多様性を尊重する方向で検討いただくことを期待する。

### ○小規模館が登録（認証）を受けられるようにするためのサポート体制の整備

小規模館が登録（認証）を得るため、国レベル、あるいは近隣の中核館あるいは類似館種の中核館や博物館関係機関がサポートできる体制の整備についても検討いただきたい。

米国では、博物館認証制度に関連し、その申請を促進する観点から補助する制度（Museum Assessment Program）を博物館・図書館サービス機構（IMLS）が米国博物館協会（AAM）と連携して整備している。国レベルでの制度の検討を期待する。

### ○多様な博物館の活動を支援するネットワーク構築支援への期待

図書館では都道府県の市町村立図書館への役割が「望ましい基準」に記載されている。

一方、博物館は館種も多様であることから、ネットワークは都道府県だけではなく、より重層的なものが必要であり、各地各館の多様性を生かしつつも、Nation Wideの視点が必要であろう。様々な専門分野の専門職員が各地の博物館に散在していることなどの状況にあり、ネットワークによりコレクションの同定・整理の推進や、博物館専門職員の知識・技術の習得、深化などが期待される。

その際、地域の自然や文化の保存・継承の観点から、中核館と小規模館の関係は「住職のいない無住寺院と中核寺院」の関係となるのではなく、「かかりつけ医の居る地域診療所と中核病院」の関係となるべきという指摘が寄せられていることに留意していただきたい。

令和 3 年 8 月  
全国科学館連携協議会

「博物館法制度の今後の在り方（審議経過報告）」（案）に関する意見

1. これからの博物館に求められる役割に関して

- ・感染症の拡大で従来型の活動の多くが制限され、急速にオンライン化やデジタル化が進み、この変化は感染症の状況にかかわらず不可逆的なものになると考えられる。また、学校教育現場においても ICT 化が進展していることもあり、事業の変革を迫られている。
- ・来館してくれる人々だけを対象とするのではなく、広報や集客についても、より多様な人々を巻き込んだ活動が必要である。一方、来館することの価値も問い直されている。
- ・ICOM などによる博物館の定義を踏まえ、それぞれの館が俯瞰的かつ長期的な視点で自館の役割をとらえなおす必要がある。とくに、未来を考える場という役割が重要になっていく。

2. 登録制度に関して

- ・博物館として登録することのメリットが広く周知されれば、新たに登録を希望するところは当協会の加盟館の中にもあるかもしれないが、現段階では、そのメリットが分かりづらいと感じる。

3. 学芸員制度に関して

- ・科学館の職員のなかには学芸員資格をもっていないスタッフが多く、博物館との人材交流が進みにくい状況である。(科学館のスタッフには任期制や指定管理の雇用が多く、館から館へ転職するケースがあるため、博物館との流動性が高まることが望まれる)
- ・科学館での業務経験を審査認定で認められ学芸員資格を取得するスタッフもいるが、その審査基準などが分かりにくい。(科学館には収集保管、調査研究の機能が少ないが、教育の実績が中心でも資格が認められるのかどうか、など)

以上

## 「博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）」への意見

2021年8月11日

日本公開天文台協会

### I. はじめに（日本公開天文台協会（JAPOS）について）

#### ○公開天文台とは

望遠鏡で月、惑星や星雲といった天体を観察してもらい、その解説を行う天体観望会などにより、何らかの形で一般市民に公開している天文台であり、全国に約 300 施設ある（JAPOS による定義および調べ）。単独の公開天文台施設のほか、博物館・科学館等の社会教育施設、野外活動施設、児童福祉施設、宿泊施設等に設置される天文台などがある。

公開天文台では実物としての天体を観察してもらい（展示）だけでなく、施設により多寡はあるものの、天文現象の記録、天体写真・映像、模型、文献等の資料収集を行い、調査研究を実施し、それらを活用した展示を行うなど、いわゆる博物館活動を展開している。

#### ○創立

2005年(平成17年)7月（※前身は「全国の天体観測施設の会」（1992年(平成4年)発足)）

#### ○目的（会則第2条）

本物の天体を通して自然観を養い、心豊かな人格形成に資するための生涯学習支援に取り組む公開天文台の発展をめざす。

#### ○主な事業（会則第3条）

本会の目的を達成するために、公開天文台間の情報交換および相互支援を行い、諸活動の充実と職員の資質の向上、職員と公開天文台の一層の社会的地位の向上を目指した事業を実施。

- (1) 総会および年会（全国大会）の開催
- (2) 年会集録などの発行
- (3) 研究および調査の実施（公開天文台白書の発行など）
- (4) メーリングリスト、ホームページの運営
- (5) 講演会、研修会、見学会等の開催（年1回の全国研修会、地方研修会、台長会議など）
- (6) 関係諸団体との連携および協力
- (7) その他目的達成に必要な事業

#### ○会員

- ・個人会員（公開天文台職員/元職員、約 100 名）
- ・施設会員（公開天文台施設、約 100 施設、うち単独施設 30～40%、登録博物館/相当施設 約 15%、日博協加盟館 約 15%）
- ・準会員（公開天文台に関心のある人 約 40 名）
- ・賛助会員（10 数社） <計 約 250 会員>

#### ○会長・事務局

会 長：なよろ市立天文台長（村上恭彦）

事務局：(姫路市立) 姫路科学館

公開天文台は、一般には博物館の一つとして認識されることが少なく、どのカテゴリーにも分類されないような施設として、自らの立ち位置を示すことに苦勞している施設もある。公開天文台も法制度上の博物館としての位置づけがしっかりと行われ、施設と専門解説員の社会的地位が確立されることを望んでいる。

※一例として、学芸員資格の審査認定における「学芸員補の職に相当する職等の指定（H8. 8. 28. 文部省告示第 151 号）」への該当など。

公開天文台においても設置者、設置形態、運営形式、規模などが様々だが、このような多様性を持つ各施設も博物館法に包含され得るような法制度を期待する。

※現状のいわゆる「博物館類似施設」に相応する施設についても、何らかの博物館法上の位置づけが与えられないか。

## II. 審議経過報告への意見

「1. これからの博物館に求められる役割」について

--> 基本的に同意

特に、1-2. これからの博物館に求められる役割

○ 博物館は、その多様な資料を通じて、過去を学び現在を多角的に理解し、未来を客観的・理論的に見通すとともに、アイデンティティを形成し、確認する場である。[p. 7] については、宇宙という最も広範な自然の空間・時間を提示し得る公開天文台として、人類の立ち位置を考え、我々のアイデンティティの形成、確認に貢献できると考える。

「2. 登録制度について」

2-1. 現行制度の課題とこれまでの議論

--> 基本的に同意

2-2. 新しい登録制度の方向性について

--> 基本的に同意

(審査基準) (審査主体・プロセス) [p. 12-13]

- ・審査にあたっては、設置主体や運営形式等にかかわらず、活動内容で評価される必要がある。
- ・既存の関係団体・組織（例えば JAPOS）が、審査基準の作成に寄与することは可能と考える（むしろ適切）。
- ・審査主体として JAPOS が直接関わることは利害関係、透明性等の観点から適切ではないが、審査のための第三者組織の専門家を推薦することは可能と考える。

(審査時の状態を維持・向上させる仕組み) [p. 13]

- ・最後の（4番目の）項目に、「改善のための助言・支援を得られるよう配慮する必要がある」とあるが、誰が助言・支援をするのか（第三者組織？）など、具体的なイメージが湧かなかった。

(連動した博物館振興策) [p. 14]

- ・登録（認証）制度を普及する上で、極めて重要と考える。
- ・JAPOS としては、財政支援、税制上の優遇等の他に、特に学校教育機関と同様の「著作

権の教育機関特例」の適用を要望する。また、税制上の優遇においては、民間所有の博物館における固定資産税の非課税措置等を要望する。

- ・ 4 番目、5 番目の項目では、ネットワークの形成による振興について記されているが、既存の団体・ネットワーク（各地域の博物館協会、JAPOS のような特定館種による団体など）との差異が判然としなかった。どのようなネットワークをイメージすればよいか？ 既存の団体・ネットワークの活用であれば、それらのネットワーク（団体）への財政等の支援措置が必要と思われる。

### 「3. 学芸員制度について」

中長期的な課題として引き続き博物館部会において検討されるとのことであるが、現時点での JAPOS の意見は次のとおり。

（学芸員資格・養成の在り方） [p. 15]

- ・ 学芸員の高度な専門性を奨励し、その処遇を改善することは重要だが、学芸員の上位資格創設については、学芸系組織内の分断を生む怖れがあり、慎重な検討が必要である。学校教諭のように（一種免許状、専修免許状）、専門分野で修士/博士号を取得した学芸員有資格者に対して上級資格を付与するような方法も考えられるのではないかと（任用職名は、いずれの資格についても「学芸員」とする）。
- ・ 学芸員補については、現行法では試験認定・審査認定における勤務経験に該当することから、何らかの継続措置が必要と考える。
- ・ 「博物館士」等の資格・称号付与については、その効果が不明瞭であり、学芸員資格取得者のうち学芸員としての採用がごく僅かであることを考えると、資格・称号が増えることによって、かえって混乱を生じるようにも思える。一方で、博物館士等の称号を得ることにより、公開天文台が博物館の一類型であることをアピールでき、また、博物館士が学芸員と学芸員補の中間資格であれば、学芸員を目指すための中間ステップとしてメリットがあるとの意見がある。

（学芸員等の専門的職員の配置） [p. 16]

- ・ 資料保存、教育普及など専門職員が多様化していることは事実であるが、相当施設や類似施設において、専門職員の学芸員としての任用が多いとは言えない現状では、資格や職名を細分化することが必ずしも適当とは思えない。博物館専門職員としての基礎的教養はいずれも同じなので、当面は単一の学芸員資格のもと、職務分担としての区分けで良いように思える。

（学芸員等の資質向上） [p. 16]

- ・ 研修制度の充実は、学芸員資質の維持向上、博物館知識のアップデートのために極めて重要と考える。地域の博物館協会への委託事業などにより、地域の小規模博物館が容易に参加できるような組織的・体系的研修の制度化が考えられないか。

### 「その他」

博物館法改正に関連して、JAPOS 会員へのアンケートを実施したが、その回答の中には、博物館法そのものでなく、指定管理者制度に関する課題が多数寄せられたことを付記する。

2021 年 8 月 9 日

## 博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）への意見

全国昆虫施設連絡協議会

## 1. 博物館法について

博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）P.3 で、「動物園、水族館、植物園、プラネタリウム等については、博物館法の制定当時から、博物館として位置づけられ、様々な役割が期待されてきた～」とあり、法第 2 条でも博物館における自然科学等の資料収集等は明記されている。しかしながら、具体的な施設の要件等が明確でないこと、自然科学系標本の体系的・横断的な記録についての定めが十分でないことなどから、特に生体を扱う施設は、収集や展示が博物学及び動物学として重要であることが理解されにくい。

特に昆虫展示は、歴史的にも博物学のなかで重要であるにも関わらず、名称も含め、法令上での位置づけが十分とは言えない。

園館のプレゼンスを高めるためには、現行の博物館として必要な機能（①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究）にとどまらず、希少昆虫の場合は、保全・保護がますます重要となっている。現在、希少動物種の飼育や保全を行っている動物園等を認証する制度が環境省にあるが、博物館法においても積極的な「保全」に取り組んだ場合にその評価を行う制度が重要であり、保全活動資金を募る活動へも役立つ可能性がある。これらの保全活動とその活動の教育的意味は重要であり、結果として社会への貢献度が増すとも考えられる。

## 2. 登録制度について

全国昆虫施設連絡協議会は、昆虫の生体展示を行う 22 施設で構成されているが、登録施設は一部である。また、昆虫標本の展示施設は全国に多数存在すると考えられるが、その詳細は不明である。昆虫学の発展のためにも、生体・標本を問わず、蒐集資料の把握は重要であり、学術的な位置づけでも活動が行われていることを明確化するような登録制度となることが望まれる。

## ① 設置主体

現状は、設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定され、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は登録の対象とならず、設置主体の多様化に対応できていないだけでなく、収集資料の把握の妨げとなっている。

## ② 審査等

現在の外形的な基準審査（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）では、博物

館としての機能や活動の質を十分に問うことはできず、博物学や動物学に寄与する上でも、どのような標本が蒐集されているかを把握することは重要である。さらに、このような標本の把握を促すためにも、収集標本の分野を明示することは重要であり、例えば、(昆虫学)のように明示し、来館者や組織内において園館の位置づけが明確となることも一つの方策と考えられる。

### ③ 登録制度と認証制度

一定の基準を満たす施設を認証していくことは、望ましい施設の在り方を明示することになるが、施設の運営規模などが小さく認証から漏れる施設であっても、重要な「標本」を保管している場合がある。

園館の登録とはならずとも、標本の登録制度を設けるなど、貴重な標本をどのように保管していくかについても検討すべきである。

### ④ 制度へのメリット

昆虫館が法令のうで登録の対象として明示されることは、今後の活動の大きなメリットとなると考えられる。

制度上の優遇措置は、従前のものに加え、重要性が増している昆虫の保全活動等に対する寄付等の税制上の優遇措置の充実、希少種の飼育等の関わる手続き等の簡素化が望まれるほか、多様な種の展示に向け海外の昆虫輸入・飼育許可関係書類手続きの簡素化なども望まれる。

## 3. 学芸員制度について

昆虫館の職員には学芸員資格を持つものはいるが、入職にあたって必須の資格としていくところはない。これは、資料収集のプランニングや管理などは重要であるが、現行の学芸員制度が動物資料の収集や飼育管理に特化した部分は僅かであり、園館が必要とする人材要件とは異なっているためである。

園館の登録や認定に、学芸員の必置を明記することは、資格のプレゼンスを向上させることにつながるとも考えられるが、現実の業務や人員配置とはそぐわない部分があり、大学等での養成と採用とは別に、実務経験者の認定制度をさらに充実させていくことも重要である。

さらに、現在、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターでは博物館長について研修制度を設けているが、各博物館の管理監督職向けの研修制度についても充実することが望ましい。

## 「博物館法制度の在り方の見直し」に関する議論のとりまとめについての意見書

全国文学館協議会

全国文学館協議会は、文学館相互の交流を目指し、1995年に発足した相互扶助団体で、会員館は2021年8月現在で104館、このほか3社が賛助会員として所属しています。

文学館には、対象を限定しない総合文学館、特定の分野に特化した専門文学館（詩歌文学館や俳句文学館など）、地域文学館、個人記念館など様々な種類があり、図書館内の文庫など付帯施設を含めると全国に745に上る「文学資料を公開する施設」が存在し（木原直彦編「文学館等一覧」全国文学館協議会会報69号掲載）、文化施設の一分野を形成しています。

今回の「博物館法制度の在り方の見直し」に関する議論のとりまとめを頂戴いたしまして、簡単ではございますが当協議会の意見を以下の通り提出させていただきます。

## 資料1 これからの博物館に求められる役割

## 1-2 これからの博物館に求められる役割（P.9）

→今回の法改正で「デジタル・アーカイブ」の構築、それを多くの人に届けることの大切さがうたわれていますが、予算措置、公開の責務、教育への貢献など、その詳細については問題が残っています。とりわけ、「美術」と「文学」では相違点が多く、既にできている「文化遺産オンライン」の内容の再検討も含め、今後の検討とともに、「文学資料」も一つの文化遺産として扱われることを望みます。

## 資料2 登録制度について

## 2-1 現行制度の課題とこれまでの議論／2-2 新しい登録制度の方向性について

## ①登録制度から認証制度への転換（P.11）／審査時の状態を維持・向上させる仕組み（P.13）

→全国文学館協議会会員館の中には現在9館の登録博物館がありますが、小規模な施設がその大多数を占める文学館にとって、認証制度への移行は手続きに係る負担の増大を招くのではないかとの懸念が示されました。10年に一度という期間であっても、公益財団法人の審査等、既に継続して受けている別の審査との両立を通常業務と並行しながら行うことを想定すると、不安が残ります。

## 2-2 新しい登録制度の方向性について

## （審査基準）（P.12）

→審査基準の中に、利用者数が入らないことを要望します。

審査に第三者機関などがあたるとしても、その中心的な役割を果たすのは地方自治体など行政になることが予想され、行政の評価は利用者数に傾きがちという印象があります。指定管理者制度の導入や議会対策などで既にそのような実態があるのではないのでしょうか。

わかりやすい「基準」ということで利用者数が入るなら、究極的には「人が来ればいい」という博物館の観光施設化を強めるという現象にもつながりかねず、博物館のあり方を問い直す必要があると思います。

→当協議会の加盟館をみても、その規模はさまざまで、個人で運営している文学館もあります。予算や人材の違いを数字上の判断に依って不公平な扱いがなされないことを望みます。  
→小規模館が多いことから、法改正にあたって、大規模・中規模・小規模といった分類を設けることが必要ではないでしょうか。

#### (審査主体・プロセス) (P.12)

→審査にあたる「専門家組織(第三者組織)」のなかに、対象館の分野に対する豊かな知見を持つ人材が含まれるようにする(文学館であれば文学についての知見を持つ人材)ことが必要だと思われます。

#### 【分野のイメージ】(P.14)

→「館種・資料」の項目に、「文学」を明記してほしい、博物館法内で文学館を博物館の一類型として認知・明文化していただきたいというのが、今回の協議会からの第一の要望です。

博物館法第二条で定義されている通り、「博物館」は「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等」の資料を収集・保管・展示・調査研究する目的の施設であり、ここで挙げられている「芸術」という言葉は「美術」のみならず、「文学」「音楽」「舞台」「映画」なども指します。本来、博物館の扱う分野として美術以外の芸術分野も独立して認識されるべきではないでしょうか。

しかし現状では、社会教育調査などでは文学館は「歴史」に分類されており、2017年に改正された「文化芸術基本法」でも、「美術館、博物館、図書館等」とあり、「文学館」の名はありませんでしたが、多くの地域文学館の存在は同「文化芸術基本法」の「地方文化芸術推進計画」の趣旨に大きく寄与できるものと言えます。冒頭で当協議会の歴史、全国の文学資料展示施設の規模についてご紹介させていただきました通り、「文学館」が広く認識され、多くの人々に親しまれているという「新しい現実」への理解を踏まえた法改正を望みます。  
→「基本的機能」の項目に、「展示」が記載されていたほうがいいのではないのでしょうか。

### 3. 学芸員制度について

#### 上位の資格 (P.15)

→自治体によって異なるとはいえ、学芸員の身分や待遇は、実質的には行政事務職の下に位置づけられるケースが多く、指定管理者制度によってその格差がさらに広がっている印象を受けます。学芸員の処遇等の改善と、その前提となる専門性の向上に取り組むのであれば、再度検討していただきたいと思います。

#### 大学の設置する養成課程 (P.15)

→現行の大学の学芸員過程での選択必修科目に「文学(史)」が含まれず、資格を取得しても「文学を専門とする学芸員」とは言いにくい面がありました。博物館施設の各分野の学問領域が選択必修科目に含まれるような形での養成課程になることを望みます。

#### 現在の学芸員資格よりも高度な資質や経験 (P.15)

→博物館施設はその対象分野によって取り扱う資料や展示方法が全く異なるため、大学の養成課程の教育内のみで「専門性」を追求するのは難しいのではないのでしょうか。現場の基礎を身に付けさせるためには勤務館での研修や、他館(できれば異なる分野の館)で長期研修を行うような制度を設ける、など「学芸員の高度な専門性を奨励」するために必要なこと、「学芸員の専門性」とは何かを再確認することが必要と考えます。

#### その他

・文学館が博物館の一類型として認知されてこなかったためか、他の分野の施設に比して利用できる助成制度が少なく、改善を望みます。

・文学館が資料として扱うその中心となるところの近代以降の紙資料は、劣化対策が急務である酸性紙であり、その保存・収集・公開を行う施設である文学館が果たす役割について広く認知されることとともに、作家の直筆原稿などの近代文学資料の中でも特に貴重なものについては、「文化財」に匹敵する登録制度を定められることを望みます。

・博物館法第二十条から二十二条に記されている「博物館協議会」と、現在ある「日本博物館協会」とは別組織と思われませんが、名前が類似しており間違いやすく、正しい規定が必要だと思われます。

以上

2021.7.31 文責・全国文学館協議会事務局

# 文化審議会博物館部会「法制度の在り方に関するワーキンググループ」 ヒアリング資料

令和3年8月11日 日本博物館協会

## 1 「博物館法制度の今後の在り方について」(審議経過報告)について

- 1) 今回の審議経過報告で示された現状認識および今後目指すべき方向性については、日本博物館協会として同意する。一方で、審議でも多くの指摘がなされたとおり、国内博物館の運営環境は厳しく、博物館に期待される役割期待に応えていくためには、全国的な収蔵施設不足や小規模施設の人員不足等の課題解決につながる、新たな登録制度のメリットの拡充をはじめ、全館種の博物館の振興に寄与できる制度が求められている。今後は、文化庁の博物館政策を進める体制強化とともに、国の博物館に関する国際戦略の策定等を視野に含めた、博物館制度の充実に向けた審議の進展を期待する。
- 2) これまでの審議で「拙速な議論を避ける」とされた学芸員制度については、現状における博物館制度上の重要な課題であり、継続して十分な検討が必要不可欠と考える。
- 3) 今回の報告で、新たな登録制度に必要とされた「第三者組織」は、今後、制度の根幹とされる、日本の博物館の「底上げ」と「盛り立て」を進める上でも重要な役割を期待されているが、その機能と組織形態の在り方については、さまざまな視点からの考察と、シュミレーション等の実施を含めた検討が不可欠である。今後、検討に必要な情報収集・整理とともに基本的方向案を作成するための調査研究を、早急に実施する必要があると考える。
- 4) 想定される第三者組織の機能や期待される役割は、日本博物館協会が90年以上取組んできた諸事業との共通点も多いが、実際の運営面では財源の確保等現実的課題も想定される。今後、第三者組織の在り方の検討に際しては、制度上必要な基本機能の確保に向けて、運営組織の基盤等、実現可能な項目から具体的検討を進める必要があると考える。

## 2 第三者組織に必要な基本的要件

- I 組織としての独立性が担保された中立的組織であること
- II 館種・設置者を問わず全国の博物館の状況を把握できる組織体制を有していること
- III 文化庁および都道府県の教育委員会等、審査・登録機関と連携できる体制を有していること
- IV 当面の組織基盤構築には国の補助金等による運用が必要である状況を踏まえつつ、制度の導入後は自立的運営が可能となる中長期的経営体制が想定できる組織であること

## 3 新たな登録制度の運用に関して第三者組織に求められる基本的機能

- I 博物館の登録基準の設定、登録申請ガイドラインの作成、登録制度の周知・相談対応
- II 都道府県の教育委員会等、審査・登録機関の審査支援・助言
- III 国内博物館のネットワーク連携および各館種団体・関連組織との連携
- IV 登録審査、事前相談、登録後の活動支援に対応できる、館種・地域等の特性を踏まえた有識者等の全国的人材ネットワークの構築・運用
- V 国内の登録、非登録博物館のリスト、運営状況の把握と管理
- VI 登録更新に関する基礎業務、施設別事業評価、審査・登録機関の更新業務支援・助言

## 4 博物館振興に必要なとされる機能に対する既存組織等との連携・協力等(中長期的展望)

- I 博物館の歴史や国・自治体等の博物館政策、博物館学等の記録や文献情報の集積とアーカイブによる情報センター機能
- II 博物館の課題共有と制度改善支援に係る国や都道府県等との連携機能
- III 学芸員をはじめとする博物館職員の人材育成に係る国や都道府県等との連携・協力機能
- IV 博物館の運営実態や課題対応のための調査研究
- V 災害対応等に係る文化財防災センター等とのネットワーク連携機能
- VI ICOM等、関連国際組織との連携、国内博物館への情報共有・国際化支援

## 5 第三者組織の在り方を検討するために調査研究を実施する必要性

- \* 今回の審議経過報告で必要性が示された、新たな登録制度を支える第三者組織の在り方については、これまで述べてきたように、組織の形態や機能、担うべき役割、他の関係組織等との連携等、さまざまな視点からの検討が求められる。今後、その在り方の検討を進めるためには、有識者・関係者等によって構成する委員会を設置し、重要な課題についての調査研究を行い、その結果を基に第三者組織の基本的在り方を示す必要がある。
- \* 調査研究項目として必要と思われるポイント；
  - ・新たな博物館登録制度の導入に向けた全国の博物館施設に対する悉皆的アンケート調査
  - ・都道府県の教育委員会等を中心とする博物館登録事務に関する実態調査
  - ・登録審査基準案の見直し、特に、館種特有の基準についての調査と、基準案の作成
  - ・他の館種組織、大学、学会等関連組織・機関との連携体制の検討
  - ・第三者組織の機能・役割の整理と、それらに基づく組織形態と規模の検討
  - ・想定される組織規模と求められる業務内容に基づく第三者組織の運営費用の算出
  - ・海外の類似する組織に関する最新情報のアップデートと課題の分析
  - ・第三者組織の中長期的経営方針の検討（財源、継続的運営基盤の在り方等）
  - ・その他必要な事項

### 新たな博物館登録制度を支える第三者組織(機能イメージ)

#### 博物館登録制度運用機能

- \* 登録基準・ガイドライン
- \* 制度周知・申請支援
- \* 審査支援
- \* 更新・評価支援
- \* 関係組織連携
- \* 博物館ネットワーク連携
- \* 審査・評価・事業支援人材バンク
- \* 人材育成

#### 制度維持機能

- \* 国・自治体等との連携
- \* 現場課題の把握・共有
- \* 現場へのフィードバック

新たな博物館登録制度の運用に不可欠な基本機能

第三者組織  
博物館登録制度を支える中立的組織

既存組織等との連携・協力(中長期的展望)

#### 発展的役割(国際・災害)

- \* ICOM等国際機関連携
- \* 国際化支援
- \* 災害対応に向けた組織連携

#### 発展的役割

- \* 博物館情報センター
- \* 博物館関連資料アーカイブ
- \* 調査研究
- \* 博物館制度改善支援
- \* MLA、関連学会等連携

令和 3 年 7 月 15 日

文化庁 企画調整課  
課長 平山直子 様

全国大学博物館学講座協議会  
委員長大学 明治大学  
代 表 駒見和夫



### 博物館法制度改正における学芸員資格制度に関する意見

全国大学博物館学講座協議会（加盟 173 大学）は、大学での学芸員養成課程を担う教職員の立場から、現在検討が進められている博物館法制度改正における学芸員資格制度のあり方について、6 つの意見を提示します。

1. 学芸員資格取得は大学に開設された学芸員養成課程が担う現状を正しく認識し、学芸員資格の上級や 1 種などの種別化（階層化）は、資格取得の学芸員養成制度において実施しないことを求めます。

専門の分化した大規模博物館から、多様な業務を単独で担う小規模博物館までを見据えた学芸員養成教育は、幅広い知識と専門的な技術の基礎を身につける観点から、大学の教育課程に設置されている現状が適切です。

資格の種別化（階層化）について、そのねらいは狭い意味での学芸員の研究力の育成ではなく、学芸業務に関わるより専門的な知識や技術の修得にあるはずで、これに対応できるカリキュラムは現在の大学院教育課程にほとんど整っておらず、対応は困難です。教育内容を問わずに大学院修了の条件だけで上級や 1 種などの種別を付加するのであれば、学芸員の職務能力の高度化に結びつくものとはなり得ず、養成教育の目的に適うものでもありません。専門性の強化だけが目的であるのなら、現行の学位制度（修士・博士）によって評価は可能です。学芸員の総合的な能力や技術を高める目的の種別化は、資格取得段階でおこなう意味は少なく、むしろ実務経験や実績などをもとにした制度設計が適切と考えます。

なお、大学院において博物館学に関するカリキュラムを設置し、より高度な知識と専門的な能力を身に付けた学芸員を養成する意義は大きく、その整備と充実は将来を見越して積極的に推進すべきです。ただし、現状では博物館学カリキュラムが相当数の大学院で開設されることは見通せず、学芸員養成制度の基盤とはなりません。

2. 学芸員補の資格は維持して短期大学での取得を継続するとともに、資格対象の見直しを求めます。

短期大学ではこれまで四年制大学と同等の学芸員養成カリキュラムを展開してきました。短

期大学で学芸員補の資格を取得後に博物館に就職する例や、単位取得後に編入学や専攻科などの制度で学士資格を取って学芸員資格を得る実態があり、短期大学生のキャリア形成の点から、また博物館の活性化の点からも学芸員補の資格制度は維持すべきです。

ただし、博物館活動を担う学芸員補は、学芸員資格に関わる科目の単位取得者とするのが本義であり、博物館法第 6 条の資格規程、および「学芸員補の職と同等以上の職を指定する件」（平成 8 年 8 月 28 日 文部省告示第 151 号）は見直しが必要と考えます。

### 3. 博物館において学芸員資格取得者を採用する制度の確立を求めます。

現行の登録制度では、学芸員の配置を定めていない博物館類似施設が格段に多く、当然ながら博物館活動を充実させ社会的役割を高めるには、専門職である学芸員の適正な配置が必須となります。したがって、博物館として活動する施設の多くが博物館法に編成される登録あるいは認証の制度を設けるべきです。

同時に、資格取得者が博物館に幅広く関与できる仕組みを作ることも必要で、それは博物館活動の充実に必ずや貢献できるはずです。

### 4. 博物館専門職である学芸員の適正数配置の基準を設け、「学芸員」の職名の使用を法的に明確化することを求めます。また、博物館の館長および学芸業務の役職者は、学芸員資格者を原則とすることを求めます。

多くの博物館では各学芸員が過重な職務を担っており、それにより博物館の諸機能の低下を招くことが危惧されます。また、中小規模の公立博物館では、学芸員のほとんどが専門職ではなく一般職での任用となっています。

一方で、資格の未取得者に専門職である学芸員の職名を与え、博物館で学芸業務を担う場合や、あるいは博物館以外の職場で勤務する例が少なからずあります。学芸員は国家資格であり、職務への責任を明らかにするうえでも職名の使用は明確化されるべきで、これは博物館の機能の向上にもつながることです。

そして、博物館は社会教育を担う教育機関であり、館長や学芸業務の役職者は、博物館の役割や機能に精通した学芸員資格者とするのは当然です。

### 5. 博物館法第 4 条の学芸員の規定について、その専門的な業務を遂行するために、若年学芸員の有期雇用が増えている現状に対して、雇用の改善をはかるための制度改革を求めます。

指定管理者制度により有期雇用が常態化し、自治体の直営館でも任期付の採用形態が多くなっています。そのため学芸員を目指す学生においても、有能な人材が集まりにくくなっており、職責への不安を大きくし、人生設計も難しくしています。博物館にとって専門職の無期雇用などによる雇用の安定化は、博物館の専門的業務の質的向上をはかるとともに、博物館の継続性を担保し、次世代へ引き継いでいくうえで不可欠のことです。

6. 学芸教諭の資格制度を設け、小・中・高等学校に学芸教諭を配置することを求めます。

学校教育の場では、長年の教育活動などで収集された資料による資料室や展示室を設置するところがあり、近年では空き教室を利用した例も増えています。一方で、学校の統廃合などによる資料の散逸が懸念されます。学校教育の観点からこれらの施設の効果的な運営を図り、収蔵資料を適切に保管して学校教育への利活用を職務とする、学芸教諭の資格制度の設置を求めます。

学芸教諭の資格をもつ教員の配置は、資料をもとにした児童生徒の主体的な学習を促進し、収蔵資料の教育的な活用効果を向上させるはずです。加えて、教育課程での博物館の効果的な活用や、学校と博物館との双方向的な取り組みの推進が期待できます。学校教育での博物館利用を促進し、博学連携の質を高めるうえでも、学芸教諭の資格制度は有益となります。

学芸員資格制度に係る上記の意見は、学芸員養成教育は質的な保証を大学が担っており、修得内容や単位認定など適正な養成教育の実践に努めることが開講大学の責務と認識したうえで、提示するものです。

学芸員資格制度をより適切なものとするには、開講大学において検討すべき課題もあります。例えば、大学院生が学部の学芸員養成課程の履修を容易にする制度設計もその1つです。また、学芸員の専門的能力の再定義に関する議論を見据えて、それに適った履修科目の内容や実習のあり方、総単位数などの検討も必要となってきます。これらについては本協議会でも検討を進め、提言していきたいと考えています。